

鹿児島市事後審査型制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る契約を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により資格を定めて行う一般競争入札のうち、入札参加資格審査を入札後に行う入札（以下「事後審査型制限付き一般競争入札」という。）の方法により行うに当たり、鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱において、事後審査型制限付き一般競争入札の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる建設工事とする。

- (1) 予定価格が5千万円未満であって、共同企業体方式により施工する建設工事
- (2) 予定価格が5千万円以上であって、鹿児島市制限付き一般競争入札実施要綱（平成18年4月1日制定）の適用を受けない建設工事

(入札参加資格)

第3条 市長は、対象工事ごとに当該対象工事に係る事後審査型制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格として、次に掲げる事項を要件とする資格を設定することができる。

- (1) 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格者登録の有無
- (2) 対象工事の施工に必要な同種工事における建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値の点数
- (3) 鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱（昭和56年3月1日制定）第5条に定める総合点数
- (4) 対象工事と同種の工事の施工実績
- (5) 対象工事に配置予定の主任技術者又は監理技術者の工事経歴
- (6) 事業所の所在地
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項

2 次条の規定による公告の日から落札決定の日までの間に、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けた者又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。）に基づく入札参加除外措置を受けた者は、当該事後審査型制限付き一般競争入札に参加する資格を有しないものとする。

(公告)

第4条 市長は、事後審査型制限付き一般競争入札により対象工事に係る契約を締結しようとするときは、令第167条の6第1項の規定により次に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 入札に付する工事名、工事場所及び工事概要
- (2) 前条の規定により定める入札参加資格
- (3) 入札参加の申込方法
- (4) 事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の受付等及び設計図書の閲覧等に関する事項
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
- (6) 入札保証金に関する事項
- (7) 入札方法
- (8) 入札の無効に関する事項
- (9) 入札参加資格確認審査書類の提出に関する事項
- (10) 入札参加資格確認審査及び落札者の決定に関する事項
- (11) 落札決定通知に関する事項
- (12) その他入札に関し必要な事項
(入札参加の手続)

第5条 前条の規定により公告された事後審査型制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、同条の規定による公告（以下「公告」という。）において指定された期日までに、申込書を市長に提出しなければならない。

- 2 入札参加希望者が共同企業体である場合は、共同企業体協定書（写し）を申込書とともに提出しなければならない。
(入札参加の確認)

第6条 市長は、前条の規定に基づき申込書を受理したときは、当該入札参加希望者に対しその写しを交付する。ただし、当該入札参加希望者が、当該事後審査型制限付き一般競争入札について明らかに入札参加資格を有さない者であると判明したときは、受理しないものとする。

(入札参加希望者の入札参加資格喪失)

第7条 入札参加希望者が、前条の規定により申込書の写しの交付を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格者としての要件を満たさないことが確認されたとき。
- (2) 申込書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (3) 指名停止要綱に基づき指名停止を受けたとき、又は暴力団排除対策要綱に基づき入札参加除外措置を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により入札参加希望者が当該事後審査型制限付き一般競争入札に参加できない場合は、その理由を付して文書で当該入札参加希望者に通知しなければならない。
(設計図書等の閲覧等)

第8条 入札参加希望者に対する当該入札に係る対象工事の設計図書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧（以下「閲覧」という。）は、企画財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）において、公告の日から当該入札の日の前日までの間行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、閲覧を契約課以外の場所において行うことができる。

2 入札参加希望者が設計図書等の購入を希望するときは、設計図書購入に関する申出書を申込書と同時に市長に提出しなければならない。

3 入札参加希望者が設計図書等に関して質問をしようとするときは、質問事項を記載した書面を、市長が定める日時までに契約課に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認め、公告において契約課以外の課を明記したときは、当該課に当該書面を直接提出することができる。

4 前項の質問事項に対する回答は、期間を定めて契約課及び市役所ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

（入札及び開札）

第9条 市長は、事後審査型制限付き一般競争入札においては、開札後、最低価格入札者について落札候補者とする旨の宣言をし、落札を保留するものとする。ただし、あらかじめ落札候補者について入札参加資格を満たしていることが確認できた場合には、落札決定することができる。

2 事後審査型制限付き一般競争入札の執行は、前項に定めるほか、鹿児島市建設工事等入札執行事務処理要領（昭和55年8月4日制定）に基づいて行うものとする。

（入札参加資格確認審査書類の提出）

第10条 落札候補者は、落札候補者とする旨の宣言を受けた日から2日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、公告に定める書類を市長に提出しなければならない。

（入札参加資格確認審査及び落札者の決定）

第11条 入札参加資格の確認審査及び落札者の決定は、入札の終了後に行うものとする。ただし、第9条第1項ただし書に規定する場合には、この限りでない。

2 市長は、落札候補者から前条の規定により提出された書類について審査を行い、入札参加資格を満たしていることを確認した後に、落札決定を行うものとする。

3 入札参加資格の確認審査は、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。

4 落札者の決定は、前条に定める書類の提出があった日から2日以内に行うものとする。

5 市長は、落札者を決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定をした旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してもその旨を通知するものとする。

6 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対してその旨を通知するものとする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第12条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第6項の規定による通知を受けた日から2日以内に、市長に対して書面により当該理由について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、書面を受け取った日から2日以内に書面にて回答するものとする。

(共同企業体施工)

第13条 事後審査型制限付き一般競争入札において共同企業体施工方式を採用する場合の手続は、鹿児島市建設工事共同企業体取扱要領（平成4年4月1日制定）に定めるところによるものとする。

(入札結果等の公表)

第14条 市長は、事後審査型制限付き一般競争入札において落札者及び落札金額が決定したときは、当該入札に係る入札者名及び各入札者ごとの各回の入札金額を速やかに公表するものとする。

2 再度の入札に付し落札者が不在の場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約によることとしたときは、市長は、当該契約の相手方及び金額を速やかに公表するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事後審査型制限付き一般競争入札に関し必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。